

1. 法定追認の特則

消費者契約法の規定に基づく意思表示の取消しに関して、法定追認の規定（民法第125条）の適用についての特則を設けるべきという考え方があり得るが、これについてどう考えるか。

< 具体的対応（第12回と同じ） >

【甲案】消費者契約法の規定に基づく意思表示の取消しについては、法定追認の規定（民法第125条）を適用しないこととする。

（注）民法第125条第1号から第6号に掲げられた行為のうち、一部についてのみ（例えば、第1号についてのみ）、法定追認の規定をしないこととすることも考えられる。

【乙案】消費者契約法の規定に基づく意思表示の取消しについては、消費者が取消権を有することを知った後に民法第125条各号に掲げる事実があった場合でなければ法定追認の効力は生じないこととする。

【丙案】民法の解釈・適用に委ねる。

2. 消費者の利益を一方的に害する条項（法第10条）

2-1. 前段要件

法第10条の前段要件について、最高裁判決を踏まえ、当該消費者契約の条項がない場合と比べて、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重するものかどうかを判断するという考え方に基づいて適切な修正を行うこととしてはどうか。

2-2. 後段要件

条項の平易明確性については、条項使用者不利の原則等において検討することとし、法第10条の後段要件については、現行法の文言を維持するという考え方について、どう考えるか。

3. 条項使用者不利の原則

「消費者契約に該当する定型約款の条項について、通常の方法により解釈してもなお複数の解釈が可能であるときは、事業者（定型約款準備者）にとって不利に解釈しなければならない。」という趣旨の規定を設けるという考え方について、どう考えるか。

4. 不当条項の類型の追加

4-1. 消費者の解除権・解約権をあらかじめ放棄させ又は制限する条項

消費者の解除権・解約権をあらかじめ放棄させる条項について、次のような趣旨の規定を設けるという考え方について、どう考えるか。

【A案】当該条項がなければ消費者に認められる解除権・解約権をあらかじめ放棄させる条項は、無効とする。

【B案】民法その他の法律の規定に基づく消費者の解除権・解約権をあらかじめ放棄させる条項は、無効とする。

消費者の解除権・解約権を制限する条項について、次のような趣旨の規定を設けるという考え方について、どう考えるか。

【A案】当該条項がなければ消費者に認められる消費者の解除権・解約権を制限する条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

【B案】当該条項がなければ消費者に認められる消費者の解除権・解約権を制限する条項は、当該条項を定める合理的な理由があり、かつ、それに照らして当該条項の内容が相当である場合を除き、無効とする。

4 . 不当条項の類型の追加（続き）

4-2. 事業者に当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項

事業者に当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項について、次のような趣旨の規定を設けるという考え方について、どう考えるか。

【A案】事業者に当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

【B案】事業者に当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項は、当該条項を設ける合理的な理由があり、かつ、それに照らして当該条項の内容が相当である場合を除き、無効とする。

4-3. 消費者の一定の作為又は不作為をもって消費者の意思表示があったものと擬制する条項

消費者の一定の作為又は不作為をもって消費者の意思表示があったものと擬制する条項について、次のような趣旨の規定を設けるという考え方について、どう考えるか。

【A案】消費者の一定の作為又は不作為をもって当該消費者の意思表示があったものと擬制する条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

【B案】消費者の一定の作為又は不作為をもって当該消費者の意思表示があったものと擬制する条項は、当該条項を設ける合理的な理由があり、かつ、それに照らして当該条項の内容が相当である場合を除き、無効とする。

4-4. 契約文言の解釈権限を事業者のみに与える条項、又は、法律若しくは契約に基づく当事者の権利・義務の発生要件該当性若しくはその権利・義務の内容についての決定権限を事業者のみに付与する条項

消費者契約の文言を解釈する権限を事業者のみに与える条項は無効とするという趣旨の規定を設けるという考え方について、どう考えるか。

民法その他の法律の規定若しくは契約に基づく事業者の義務の発生要件該当性又はその内容についての決定権限を事業者のみに付与する条項については、これを無効とするという趣旨の規定を設けるのではなく、それによって生ずる消費者の不利益については、法10条の解釈・適用によるほか、個別の事案で実際に当該条項が不当に利用された場合に、信義則（民法第1条第2項）、権利濫用（同条第3項）、不法行為（同法第709条）等の適用による救済に委ねるといった考え方について、どう考えるか。

4-5. サルベージ条項

いわゆるサルベージ条項を不当条項として無効とするか否かについて、事業者の法的リスク回避の観点及びそれが脱法的に機能してしまう可能性を排除する観点から、どう考えるか。また、今後、問題となった実例等を調査した上で、更に検討することとしてはどうか。